

東京くらしねっと

今月の話題

電気製品からの火災を防ぎましょう

読者レポート

江戸東京野菜の魅力

テストレポート

スマートフォンの安全な使用に関する調査を実施

相談の窓口から

原野商法の被害を受けた方の二次被害が増加しています ～土地の売買は慎重に～

くらしを彩る
時季の催しをご紹介します

東京彩祭

とうきょうさいさい

彩祭スポットの
役立つ情報は
WEBでチェック!

青梅だるま市

(青梅市)



WEB版掲載のクイズに
正解すると、表紙イラストの
スマホ用壁紙をプレゼント!



東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

受付
時間

月曜～土曜
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

☎03-3235-1155

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン ☎局番なし188

情報
満載

東京の消費生活に関する
情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



電気製品からの 火災を防ぎましょう



東京消防庁 予防部 予防課

冬になると、空気が乾燥し、暖房器具等を使用するため、火災が多発します。都内の火災は昨年、4,500件を下回り、件数は減少しているものの、電気製品やコードなどの電気火災の割合は火災全体の24%を占め、高くなっています。

電気火災は、誤った取り扱いから発生することが多いのです。家庭内の電気製品の取り扱いに気を付け、火災を防ぐことで、安全で快適な冬を過ごしましょう。



電気火災の実態

近年、全国的に火災件数は減少傾向にあります。東京消防庁が管轄する東京都内（稲城市及び島しょ地域を除く）の火災件数も減少し、平成18年の5,915件から平成27年には4,433件となりました。これは、防犯カメラやガラスライターのチャイルドレジスタンスの普及などで、放火や火遊びが大幅に減少しているためと考えられます。

ところが、電気製品やコードなどから出火する電気火災は、毎年1,000件前後発生し、全火災に対して、平成18年の18%から平成27年の24%にまで増加しました。

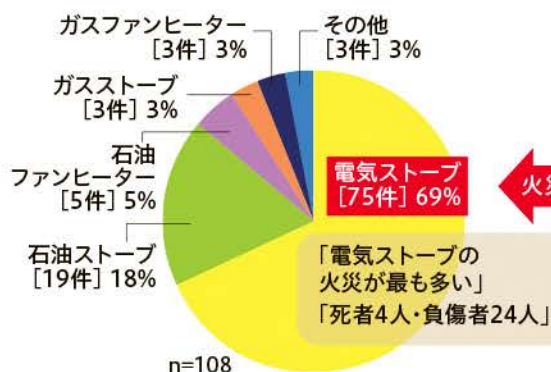
電気火災の中で、火災件数、死者数共に最も多く発生しているのが、電気ストーブです。ここ10年の平均では毎年、約80件発生し、約8人の死者が出ています。今回は、火災件数の多い電気ストーブ火災の他、家庭内における電気製品の取扱いについて、お伝えします。



電気ストーブ火災

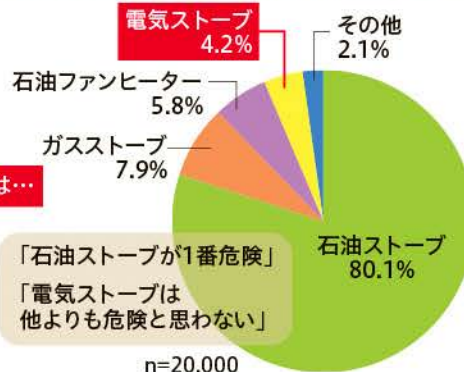
ストーブのうち、最も火災の危険

平成27年中のストーブ火災の実態



東京消防庁「平成28年度版 火災の実態」より

Q.火災の危険が高いと思うストーブは？



東京都生活文化局「ストーブの安全な使用に関する調査報告書」より

が高いと思うものについて、アンケート調査した結果、8割以上の方が石油ストーブと回答しましたが、実際には電気ストーブの火災が最も多く発生しています。

■電源コード取り扱いの 注意点



- ★電気ストーブ火災の特徴
 - 死者の70%が75歳以上の後期高齢者。
 - 一人暮らしで、就寝中に亡くなる。
 - ぼやでも、着衣着火・一酸化炭素中毒により亡くなる人が多い。
- ★火災を防ぐために
 - 外出・寝る前には、必ず消す。
 - 燃えやすい物は、近くに置かない。
 - ストーブの上に洗濯物を干さない。
 - 使わない時には、電源プラグをコンセントから抜く。
 - 電源プラグやコードが傷んでいたら、使用しない。

電気ストーブは、手軽で使いやすいものです。石油ストーブなどと比べ、見た目には直火（炎）がないことから、他のストーブより安全に思っ
てしまいがちですが、高熱を発することによる火災危険は、他のストーブと変わりません。

■身近な電気製品での火災

	火災の発生原因	実際に起きた火災の例	火災を防ぐために
コンセント・プラグ・コード 	●埃や湿気によるトラッキング現象※・コンセント内部の緩みによる発熱等により、火災が発生する。 ●引っ張り・屈曲・踏みつけ等や束ねたままでの使用によるコードの半断線※により、普段気が付かないところでも、火災が発生している。	コンセント内部のプラグ受けが緩んだ状態でプラグを差し込んだため、受刃とプラグの間で電気が流れにくくなり、過熱し、出火。	●テーブルタップやコンセントの周りは整理し、汚れや埃だまり等、定期的に確認する。 ●プラグを差し込む際は、アース線などの挟み込みに十分注意する。 ●プラグやコンセントは、表示された電気容量以内で使用する。
ダウンライト 	●ダウンライト（白熱灯等）の直下まで、布団・衣類等を積み重ねたまま、スイッチの消し忘れ・スイッチが入ったことに気付かず、ダウンライトの熱で着火し、火災が発生する。	ロフト内に積み重ねた荷物が天井のダウンライトに接触したまま点灯。ダウンライトの熱で荷物に着火し、出火。	●室内や物置き・納戸・洗濯機置き場等の収納スペース内のダウンライトの設置箇所をよく確認する。 ●ダウンライトから収納物まで、適正な距離を取る。 ●ダウンライトのスイッチの押し間違え・体や物にスイッチが触れたことによる誤点灯に注意する。
電子レンジ 	冷凍食品やレトルトパック食品で、電子レンジでは調理不可の包装・容器のまま加熱するなど、誤使用による火災が発生している。電子レンジで加熱調理する際は、包装や容器に注意が必要。	調理できない包装の冷凍食品を加熱したため、包装内部のアルミ等が電磁波によりスパークし、出火。	●加熱する商品の包装等に記載された調理方法を確認する。 ●安全に使用するために、取扱説明書を確認する。 ●油や食品等のカスの付着がないように、電子レンジの庫内はこまめに掃除する。

※トラッキング現象：コンセントに差ししたプラグの差し刃間についた埃が湿気を帯び、そこで小さなスパークを繰り返し、時間の経過とともに電気回路が形成され出火する現象。

※半断線：家具等の電気コードの踏みつけ等により、電気コード内部の電気が流れる芯線の一部が断線すること。



【お問い合わせ先】

東京消防庁 予防部予防課 代表 ☎03-3212-2111
東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3082

◆電気製品は長期間の使用によって、内部の部品に劣化や摩擦が生じ、発火の原因となることがあります。使用中、不具合を感じた時は、いったん使用をやめ、専門の業者に点検してもらいましょう。

◆火災を早期に見発見するために、住宅用火災警報器は、すべての居室、台所、階段に設置しましょう。

◆燃え広がりを抑えるために寝具類やエプロン、カーテンなどは、防災品にしましょう。

家全体で
気を付けるポイント

江戸東京野菜の 魅力

読者委員

高山 千代

「京野菜」や「鎌倉野菜」等、最近、その土地独自のブランド野菜について見たり聞いたりする機会が多くなりました。



JA東京グループ

これらに比べて目にする機会は少ないものの、東京に「江戸東京野菜」というブランドがあることをご存じですか。「江戸東京野菜」について、東京都農業協同組合中央会（JA東京中央会）の水口均さんに詳しく教えていただきました。



取材中の高山委員（左）と水口氏

8代将軍吉宗が鷹狩りに行った時に小松川村（現在の江戸川区近辺）で休息し、そこで食べた青菜が大変気に入って、地名から名付けたとされ

小松菜

「江戸東京野菜」の
代表例

「江戸東京野菜」とは、昭和40年頃まで数世代以上にわたり、都内の農地で栽培されていた在来種、または現在もその当時の栽培法により作られている野菜を言います。JAや東京都職員、農業者等11名の委員から構成された江戸東京野菜推進委員会では、平成23年から毎年一回、前述の定義による野菜を「江戸東京野菜」として認定しています（平成28年10月現在で42種類）。江戸時代の「江戸」と呼ばれる地域は現在の東京と比べるとかなり狭いエリアで、現在、農業生産者もおらず「江戸野菜」は存在しないため、対象地域を「江戸」から広げ、「江戸東京野菜」という名称にし、広く東京で生産された野菜を「江戸東京野菜」と決めました。

「江戸東京野菜」とは



伝統小松菜

大根

「江戸東京野菜」の大根は数種類ありますが、どれも現在の大根より大きいそうです。そのうちの「大蔵ダイコン」の形は、寸胴で煮大根として調理に、適しています。これらの伝統大根は、漬物にするのが主な用途となっています。おろし大根にするに辛く、何より大きいので、昭和39年の東京オリンピック以降の洋風



大蔵ダイコン

化の影響もあり、現在は売れないそうです。そこで青首の小さな大根が主流になりました。確かに今の大根は小さめ、大きいものは2分の1サイズで売られています。江戸時代の人々は年貢米と漬物という食生活をしていたため、「たくあん」としての大根の需要があったようです。

冬場には、高幡不動駅前や七つ塚ファーマーズセンターなどで江戸東京野菜である「東光寺大根」を使った「東光寺たくあん」が売られているということです。

ナス

「江戸東京野菜」のナスの中には、寺島村（現在の墨田区近辺）が名前の由来といわれる「寺島ナス」等があります。江戸時代の人々は、武士の習わしで胴に刃を入れることは、腹切りにつながることから好まなかったもので、切らずに食べられるサイズが主流だったとのこと。皮は固いものの、火を通すと柔らかくなり、おいしいそうです。武士は、料理で「切る」ということを忌み嫌ったそうです。



寺島ナス

カボチャ

内藤家の下屋敷（現在の新宿区近辺）の菜園から広まったものとして「内藤カボチャ」という日本カボチャがあります。しかし、皮が固く、甘さも少ない日本カボチャは、現代ではほとんど需要がなく、出回っていません。大半は、西洋カボチャでホクホク甘い栗カボチャです。しかし、スープやスイーツは甘さも少なく、さらりとした日本カボチャの方が向いているそうです。今もわずかに見かける日本カボチャを大いに利用したいものです。



内藤カボチャ

種でつながった「江戸」と「地方」の野菜

江戸の農業は、参勤交代と深い関わりがあります。野菜等を生産する畑のあった下屋敷が江戸城を取り囲み、下級武士や下働きが住んでいま

した。参勤交代で江戸へ来る際、それぞれ地元の野菜種を持ち込み、野菜を収穫して食べていました。このため、地方の野菜とは異なり、全国から集まった江戸の野菜は、数多くの種類が存在したのです。

また、農家は下屋敷の外側にも存在したため、江戸に持ち込まれた野菜の種は、周りの農家にも広がっていきました。その際、場所の名前がつけられ、例えば、「内藤カボチャ」は産地が移るたびに「角筈カボチャ」、「淀橋カボチャ」と江戸の中でも名前が変わっていきました。

参勤交代で国元へ帰る時、江戸の野菜の種をお土産として持ち帰り、地元の野菜として定着したものもあります。例えば、「三河島菜」（葉物）は仙台藩の足軽が「三河島菜」の種を地元を持ち帰り、「仙台芭蕉菜」として現在まで残っていました。そのため平成に入り、江戸東京野菜として「三河島菜」を復活させることができました。

魅力 「江戸東京野菜」の

「江戸東京野菜」は、同じ伝統野菜でも手に入りやすい「京野菜」等とは違います。食生活の変化で野菜の

需要が減った上に、栽培に手間がかかるため、生産者も300名程と少なく、旬の時期しか栽培されません。市場で広く出回っていないため、「江戸東京野菜」は、ほとんど購入できないのが残念です。しかし、都内には「江戸東京野菜」を使用して、料理を提供する料亭や食堂があるそうですので、料亭などで上手に調理された「江戸東京野菜」を味わいたいと思います。

水口さんのお話を伺い、野菜の歴史だけでなく、江戸時代の人々の暮らしぶりもよく分かりました。「江戸」では農家が野菜と肥料（下肥）を交換するという効率的なサイクルが成立していたそうです。「もの」を上手く活用する精神をしっかりと持っており、今の私達の「もったいない」の精神にも通じるのではないのでしょうか。農産物を種で全国に運ぶ「種屋」という職業が江戸時代、既にあったことにも驚きました。

このようなしつかりとした基盤があつてこそ、伝統野菜が作られ、今の東京の農業へ発展してきたのでしょう。和食が世界から注目されている今、四季のある日本において、旬を大切にしたい「江戸東京野菜」を、より多くの人に知っていただきたいと思っています。



東京都消費生活条例に基づき、東京都知事が東京都消費者被害救済委員会（会長：村千鶴子 弁護士・東京経済大学現代法学部教授）に処理を付託した案件及び委員会から知事へ審議の経過と結果について報告があった案件は、次のとおりです。

（平成28年7月～11月）

7月4日	付託	タブレット端末を利用した学習サービスの解約に係る紛争	審議中
10月18日	付託	脱毛エステの中途解約に係る紛争	審議中
11月17日	報告	光回線契約に伴う心当たりのないオプションサービスに係る紛争	あっせん解決
11月29日	報告	家庭用医療布団等の連鎖販売取引に係る紛争	あっせん・調停不調

報告案件の一例 光回線契約に伴う心当たりのないオプションサービスに係る紛争



紛争の概要

申立人らは、チラシを見て電話で光回線契約とプロバイダの契約を申し込み、インターネットの利用開始後しばらくしてから、クレジットカードでの心当たりのない引き落としに気付いた。引落とし金額や請求の名称などを手がかりにインターネットで調べ、光回線契約申込時の代理店に電話をした。

代理店によれば、光回線契約を申し込んだ際に、光回線業者とは別の事業者が提供するインターネット接続のサポートやセキュリティ等オプションサービスの契約をしており、クレジットカードで引き落とされているのはその利用料金とのことだった。

申立人らは、このようなオプションサービスについて、サービス内容や利用金額の説明を受けた記憶はなく、契約した覚えもなかった。事業者から契約内容が記載されているというはがきを送ったとのことだが、申立人らは全員、そのようなはがきを受け取っていないと主張している。

申立人らは、これまで支払った利用料金（約3～5万円）を全額返金するよう代理店に求めた。代理店は、電話で説明してクレジットカード情報も聞いた、解約には応じるが返金はしない、と主張した。

処理結果 あっせん解決

オプションサービス契約については、契約意思の合致がなく、契約は成立していない。事業者は、クレジットカード会社経由で徴収した料金を、申立人らに全額返還することで合意した。

消費者へのアドバイス

同種・類似の被害に遭わないために、次の点に注意しましょう。

- 個人情報の提供は慎重に — 不正利用による不利益を被る可能性に留意しよう
- 金銭の管理に注意を払う — クレジットカード利用明細はこまめにチェックしよう

東京都消費者被害救済委員会は、消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、「東京都消費生活条例」に基づき「あっせん」や「調停」を行う知事の附属機関です。

他の案件も含めた各案件の詳細については、「東京くらしWEB」東京都消費者被害救済委員会の実績をご覧ください。

■ 東京くらしWEB 相談したい 東京都消費者被害救済委員会
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kyusai/funsou.html>

お問合せ先 東京都消費者被害救済委員会 事務局 ☎03-3235-4155



スマートフォンの安全な使用 に関する調査を実施しました

東京都では、都内在住の10代以上の男女1,005人を対象としたアンケート調査等により、スマートフォンの安全な使用に関する調査を実施しました。その結果をお知らせします。



調査結果

1. アンケート調査

- 使用中や充電中に発熱！
- 中にはやけどをした人も！
- 充電中には発煙発火も！

こんな使い方で発熱しています。

- 充電しながら寝たら端末が腕の下にあり、発熱し、やけどした。
- 充電しながら携帯を使っていたら高熱になり、指をやけどし、皮がむけた。
- 充電中のスマートフォンを枕の下に置いたままで寝てしまって、気がついたらスマートフォンが熱くなった。

- 安全な使用に関する注意事項を読んでいない人が7割以上

- 火災ややけどの原因となる使い方に危険と思っていない場合も！

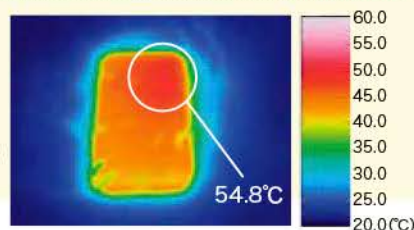
火災ややけどなどの原因となる「使用中や充電中に布団などで覆ったり包む」、「汗による水濡れ」に対し、7割以上は危険を感じていませんでした。

- 就寝中、毎回、ベッドや布団の上にスマートフォンを置いて充電している人は約2割

2. 毛布で包んだ状態での温度上昇の調査

アプリケーションを起動し、毛布に包んだスマートフォンは、低温やけどが起こり得る温度まで上昇、最高温度は50℃を超えました。

※ 44℃では3～4時間、46℃では30分～1時間、50℃では2～3分で、「低温やけど」になるといわれています。
(出典：山田幸生「低温やけどについて」製品と安全第72号、製品安全協会)



スマートフォンによる、ケガ、やけどをした経験、危なかった経験等の状況
(回答者数：1,005人)



消費者へのアドバイス

1. スマートフォンによる低温やけどに注意しましょう。

スマートフォンを布団や毛布で覆ったり包んだ状態で、充電やアプリケーションを起動したままにしていると、スマートフォンは発熱します。特に、就寝時は、発熱したスマートフォンが身体に長時間触れたままになり、低温やけどを起こすおそれがあります。

寝る時は布団の上で充電しない、バックグラウンドで起動しているアプリケーションをオフにするなど、低温やけどにならないよう注意しましょう。

2. 「危険な使い方」を取扱説明書等でよく確認し、正しく使用しましょう。

取扱説明書で危険な使い方とされている「使用中や充電中に布団などで覆う・包む」や「水や汗に濡らす」ことは、発煙・発火など火災の原因になります。

スマートフォンを使用するに当たっては、取扱説明書などで危険な使い方をよく確認し、危険な使い方はせず、正しく使いましょう。

■詳細は、東京くらしWEB [くらしの安全](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anken/test/sumaho_press.html) 各種調査・商品テストで御覧いただけます。
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anken/test/sumaho_press.html

お問合せ先 東京都生活文化局 消費生活部生活安全課 ☎03-5388-3082

講座案内

受講無料

- 対象は都内在住または在勤、在学（高校生以上）の方
- 応募者多数の場合は抽選
- 定員に満たない場合は締切日以降も受付

連続講座 大人だから知りたい! 今日からきっと役立つ知識!

フェスタ東京 2019
東京都消費者月間協賛事業

普段のくらしから、これからの気になることまで。3名の各方面の専門家をお招きし、大人世代に役立つ講座を開催します! 賢く選択し、充実した生活を送るためのヒントが満載です!

2月14日(火)

学んで楽しい! 試したい! おいしく長持ち 食品の保存テクニック

まとめ買いしたけれど、食べきる前に傷んでしまった... そんな経験ありますよね。意外と多い、中高年の食品ロス。食品保存のエキスパートが、「まだ食べられる?」の目安や、おいしく長持ちさせる保存テクニックを教えます。

■講師
東京農業大学元教授
博士(農芸化学)
徳江 千代子氏



2月15日(水)

悪用厳禁!? だましの手口を知ることによって百戦危うからず!

知っていれば怖くない! 様々な「だましの手口」を、悪質商法等のトラブルを数多く解決してきた講師が楽しくご紹介します。また、悪質な勧誘を受けた経験がある方や、撃退した武勇伝等をお持ちの方は、みなさんにその情報を紹介してみませんか?

■講師
弁護士
間川 清氏



2月22日(水)

「老い支度」も大事! 最後まで安心な高齢者専用ホームの選び方

有料老人ホーム等への住み替えは人生後半の大きな買い物です。「必要になってから...」ではなく、今から考えてみませんか? 公的・民間施設の違いやチェックすべき点など、多種多様な高齢者向け施設について、わかりやすく解説します。

■講師
有料老人ホーム・
介護情報館 館長
中村 寿美子氏



会場 東京都消費生活総合センター17階 教室1・II 時間 各日とも14:00~16:00

定員 各回とも100名 1回のみの参加も可能です

申込方法 ハガキ・FAX (講座名・開催日・住所・氏名・電話番号・FAX番号を記入)・電子申請

申込締切 1月20日(金) 消印・受信有効 ※受講の可否について、1月31日(火)までに申込者全員に郵送で通知します。

お申込み・
お問合せ先

東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 ☎03-3235-1157

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ☎03-3268-1505

電子申請 <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/center/koza170214.html>



実験実習講座

講座内容	講師	会場・日時
インターネットサービス ～初心者のための安全な利用法～ 便利そうだけど少し怖いインターネットの世界。お買い物など様々なサービスを利用できるように、事例をもとに学習します。	一般社団法人 ECネットワーク 理事 原田 由里氏	消費生活総合センター(飯田橋) 多摩消費生活センター(立川) 3月7日(火) 定員 32名 3月1日(水) 定員 16名 13:30~16:00 13:30~16:00 申込締切 2月27日(月) 申込締切 2月20日(月) 消印有効 消印有効

食育講座

講座内容	講師	会場・日時
～身も心もスッキリさせる!～ 香りの薬膳料理 体調管理に何かと気を遣う春先。おいしく・楽しく「薬膳」を学んで、明るい気持ちで新年度を迎えましょう!	ニュートリ・ クッキング代表/ 管理栄養士・ 国際薬膳師 葎谷 麻利子氏	多摩消費生活センター(立川)のみで開催します 13月7日(火) 23月8日(水) 10:00~12:30(両日とも同じ内容) 定員 18名 申込締切 2月10日(金) 消印有効

託児あり

※託児(1歳以上就学前の幼児)を希望する場合は、往復面に幼児の名前と性別、年齢(月齢)を記入してください。

申込方法 <1講座につき、1枚の往復はがきのみ有効> 往復はがきに必要な事項(往復面に①講座名 ②開催日 ③会場 ④郵便番号・住所 ⑤氏名・ふりがな ⑥電話番号・FAX・メールアドレス、返信面にはあて先)をご記入のうえ、ご希望のセンターへお申し込みください。

飯田橋会場への
お申込み・お問合せ先

東京都消費生活総合センター 実験講座担当 ☎03-3235-1157
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

立川会場への
お申込み・お問合せ先

東京都多摩消費生活センター 実験講座または食育講座担当 ☎042-522-5119
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

くらしとお金の講演会「長い人生、山あり、谷あり～備えて安心 未来のくらし～」

私たちを取り巻く生活・経済環境は、大きく変化しています。今回は、安心できる暮らしに向けたお金の知恵や、投資詐欺などのトラブル等に巻き込まれないための金融・消費生活リテラシーの必要性を、講演、漫才などで楽しく学びます。経済、お金に関する正しい知識を身に付け、ライフスタイルについて考えてみる機会として、是非ご参加ください。

開催日 平成29年1月28日(土) 13:00～17:00(開場12:30)

基調講演	間違いだらけの老後への備え ～安心して暮らすための生活設計～ ●講師 社会保険労務士 CFP認定者 井戸 美枝氏
基調講演	間違いだらけの資産運用 ～お金の俗説に惑わされないために～ ●講師 経済コラムニスト CFP認定者 大江 英樹氏
漫才・講座	消費生活笑百科 ～漫才&講座で学ぶお金のトラブル対処法～ 東京都消費生活総合センター ●漫才: 消費者啓発ボランティアグループ 出前寄席ユニット・アクトリー ●講座: 東京都消費者啓発員 木村 嘉子氏
講話	悪質な投資勧誘にだまされないために ●講師 東京財務事務所 理財第5課長 棟本 晃弘氏



※その他、ミニセミナー等も実施。

会場 TKPガーデンシティ御茶ノ水 (〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台三丁目11-1 三井住友海上駿河台新館 3F)
定員 500名(都内在住・在勤・在学の方)
申込方法 HP又はFAX(①氏名・ふりがな②年代③電話番号④職業)で、**下記申込先へ**。
申込締切 平成29年1月21日(土)

お申込み・
お問合せ先

■日本FP協会 東京支部 ☎03-3292-6620 (平日10:00～16:00) ☎03-3292-4700
 HP <http://www.jafp.or.jp/shibu/tokyo/>
 ■東京都消費生活総合センター 活動推進課 ☎03-3235-4167
 HP <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabintai/koza/center/koza170128.html>



携帯電話



スマートフォン

主催: 東京都消費生活総合センター、日本FP協会東京支部、東京都金融広報委員会、財務省関東財務局東京財務事務所

お知らせ掲示板

1月から3月は若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間です

若者の消費者被害防止のために、
「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」を行います。

キャンペーンでは、おなじみの「ボク、カモかも…」、「オレ、サギだもん」、「相談インコ」が若者に被害が多い悪質商法の手口をリーフレットでお知らせします。都内の若者が多く集まる場所にポスターを掲出するほか、3月には、JRや都営地下鉄などの中吊り広告、新交通ゆりかもめの貸切広告や映画館でのCM上映などを実施します。



誰もが悪質商法の被害に遭う可能性はあります。被害に遭っても、恥ずかしがったり、自分に落ち度があると感じて、相談せずにあきらめてしまう人も多いようです。

**若者をねらう
こんな手口に
注意**

最近では、SNSを悪用して接近し、高額な契約を結ばせる手口も増えてきています。「絶対にもうかる」「格安」などウマイ話を安易に信じないようにしましょう!

困ったときはひとりで悩まずに、すぐにお近くの消費生活センターへご相談ください。

若手・学生芸人による「悪質商法」をテーマにした漫才・コント

1月から「東京都YouTubeチャンネル」で公開します

詳細は、東京くらしWEB上の
バナーからご覧ください



特別相談「若者のトラブル110番」

消費生活総合センター(飯田橋)へ電話か来所で

3月13日(月)・14日(火) 9:00～17:00

【相談専用電話】☎03-3235-1155

お問合せ先 東京都消費生活総合センター 活動推進課 ☎03-3235-1157

原野商法の被害を受けた方の二次被害が増加しています ～土地の売買は慎重に～

Q

高齢の父が、以前、原野商法の被害にあい購入してしまった土地について、先日訪ねてきた不動産業者に「大手企業が太陽光発電施設を設置するため、あなたの土地を欲しがっている。当社があなたの土地を1,700万円で買い取り、転売する。」と勧誘され、売却したと言っています。そして「売却にかかる節税対策を税理士に依頼する費用が、100万円かかる。」と言われ、この不動産業者に100万を支払ったようです。しかし、父が売却したはずの土地の代金は、不動産業者から未だに支払われていません。どうなっているのでしょうか。



A

将来の値上がりの見込みがほとんどないような山林や原野などの土地を、値上がりするように偽って販売する手口を「原野商法」といいます。この原野商法で流通価値のない土地を買わされ、処分したがついている被害者のところに、再び「その土地を売ってほしい」と虚偽の説明をして勧誘し、新たな土地を購入させる「原野商法の二次被害」が増えています。被害者の、原野を早く処分したいという気持ちと不動産取引に不慣れな状況に付け込んだものです。相談員が事実確認を行ったところ、今回のケースは被害者が土地を「売却する」契約をしたのではなく、不動産業者に節税対策で税理士に払う費用だとだまされ、更に新たな原野を100万円で「買う」契約をさせられていた、というものでした。

この不動産業者は売買契約書に記載する際、署名する箇所だけを示して署名捺印させ、契約書の内容を説明せず、封筒に入れて渡したので、消費者はそのような契約をしたことに気付かなかったとのことです。営業所以外の場合、不動産業者名義の物件の売買契約を締結した場合は、宅地建物取引業法上、契約書面交付日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。また詐欺による取り消しが可能な場合もあります。

この事例以外にも、老人ホームや災害被災者受け入れ施設を建てる土地を探している等、人の善意を巧みに利用し、断りにくい口実で接触しようとする業者もいます。手口は様々でどんどん巧妙化している上、一旦被害に遭うと解決は容易ではありません。「土地を売って欲しい。土地を欲しがっている人がいる。」と連絡が入っても安易に契約を行わず、不審に感じたら消費生活センターにご相談ください。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155

フレッシュ市場 クリスマスローズ



イチチーノ

市場のことを、もっと知ってもらうために生まれた「イチチーノ」。市場大好きイチチーノの家族が「東京のいちば」の魅力を伝えていきます！

詳しくは **東京いちば**

検索

イチチーノの息子「コチーノ」

クリスマスローズとは、その名前からクリスマスの時期だけ飾る花のように思われますが、開花を楽しめる時期としては12月中旬から3月下旬と長く、花の咲き始め時期から「クリスマスローズ」と名前がついたそうです。産地は北海道、岩手県、宮城県、秋田県、東京都、長野県、山梨県、愛知県、大阪府等と広範囲です。

このクリスマスローズの中でも「がく片（花びらのように見える部分）」が5枚ついているものは、「合格」という意味で、受験生へのプレゼントとしても、親しまれています。

花屋やホームセンターなどで、鉢植えで購入することができます。選ぶ際は花茎がしっかり立ち、花や茎、葉に病気の跡がないかどうかを確認しましょう。寒さには強い花ですが、暑さには弱いので、夏場は高温多湿を避けましょう。庭に複数の株を植える際は、50センチから60センチの間隔で植えると、とても見栄えがいいとのことです。

これからの受験シーズンに受験生への心強い味方として、プレゼントにいかがでしょうか。

資料提供：東京都中央卸売市場 世田谷市場

